

# 令和4年度第3回上尾市不登校対策推進委員会

令和5年2月17日（金）

午後1時30分から午後4時30分まで

上尾市青少年センター 会議室2・3

## 次 第

### ○ 開会のことば

#### 1 調査・検討（進行 委員長）

（1）上尾市不登校対策基本方針の検討

（2）不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いの検討

（3）令和5年度上尾市不登校対策推進委員会の流れの検討

#### 2 諸連絡

### ○ 閉会のことば

---

【諸連絡】

令和4年度

第3回上尾市不登校対策推進委員会 資料



令和5年2月17日（金）

上尾市教育委員会

# 目次

## 資料 1

上尾市不登校対策基本方針（案）

## 別添 1

イメージ図

## 別添 2

児童生徒支援シート

## 別添 3

児童生徒引継ぎ資料

## 資料 2

不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いについて（案）

## 資料 3

令和5年度上尾市不登校対策推進委員会の流れについて

## 上尾市不登校対策基本方針（案）

上尾市教育委員会

不登校は学校生活その他の様々な要因によって生じるものであり、どの児童生徒にも起こり得るものであると捉える必要がある。**不登校になってしまうと、不登校前までは思い通りに行っていたことができなくなり、登校したいと願っても、欠席が重なることで、ますます学校を嫌に感じるようになることや、そのために思い通りに動けない自身の姿に傷つく。その結果、不安が強まり、自信を失いやすくなったり、自己肯定感が低下してしまったりすることが多い。**

**一方で、不登校の時期に、関わる人から「ありのままの自分」を受け止めてもらい、自信の回復のために自身が好む活動に自由に取り組む機会を作ってもらうことで、思い通りに動ける感覚（自己制御感）と自己肯定感を回復し、向上していく。そして、他者と関わる機会を増やす中で、眼差しが外側に向き、「ありたい自分」や「なりたい自分」が次第に明確になっていく。そのようなプロセスを経て、将来に向けた行動意欲が高まり、前向きさを取り戻すきっかけになることがある。以上のことを十分に考慮しながら支援していくことが求められる。**

**不登校対策は第一に未然防止であり、大きく2つの柱がある。1つ目として、居心地のよい魅力ある学校づくりである。学校は、温かい、安心できる雰囲気醸成しながら、児童生徒一人一人が居心地のよさを感じる居場所づくりを進めていくことが重要である。**

**2つ目は、早期支援である。学校は、**日頃の行動観察等により、児童生徒が発する予兆を捉え、迅速に支援することにより、新たな不登校を生み出さない**ように努める**ことが大切である。

**不登校になった場合においては、状況に応じた組織的支援が必要である。**不登校となった状況や要因を的確に把握し、学校関係者や家庭、必要に応じて関係機関が情報共有し、個々に応じたきめ細やかな支援策を組織的・計画的に策定することが求められる。

**支援においては、**「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、豊かな人間性や社会性、生涯を通じた学びの基礎となる学力を身に付け、将来の進路の選択肢を広げることで、児童生徒がそれぞれの自己実現を図り、社会的自立へ向けた支援をすることが重要である。

**以上のことから、**総合的な不登校対策を効果的に推進し、**児童生徒の健やかな成長を支えるための**指針として、上尾市不登校対策基本方針を策定する。

## 1 不登校児童生徒の定義

## ア 義務教育段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律

相当の期間学校を欠席する児童生徒であって、学校における集団の生活に関する心理的な負担その他の事由のために就学が困難である状況として文部科学大臣が定める状況にあると認められるものをいう

## イ 児童生徒の生徒指導上の諸課題に関する調査（文部科学省）

何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくてもできない状況にあるために年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの

## 2 不登校への基本的な考え方

### 上尾市不登校対策キャッチフレーズ

「寄り添う つながる 支える ～安心できる居心地のよい居場所づくりのために～」

#### (1) 不登校とその要因の捉え方

不登校は学校生活その他の様々な要因によって生じるものであり、どの児童生徒にも起こり得るものであり、特定の要因によって生じるものではない。また、不登校の契機は、さまざまな要因が重なって生じ、児童生徒によって、その要因は異なる。不登校は、「子供が学校教育環境に合わない」という視点と、「学校教育環境が子供に合っていない」という視点があることに留意して、支援することが必要である。これらの視点から、学校は児童生徒の事情に合わせながら、接点が持てるように関わり続け、学校と児童生徒とのよりよい関係構築に努めていくことが重要である。

#### (2) 未然防止

学校は、児童生徒の不登校を未然に防ぐために、学習指導・生徒指導・学級経営の方法や体制の工夫改善に努め、児童生徒にとって居心地がよく、安心して生活できる学校づくりを目指すこと。

#### (3) 早期支援

学校は、児童生徒の遅刻・早退・欠席やストレス反応などの予兆に敏感になるとともに、予兆に対して、即座に対応するなど、初期段階からの組織的・計画的な早期支援体制の確立を速やかに行うこと。

#### (4) 組織的・計画的な取組

学校や教育委員会は、児童生徒や家庭への温かく、共感に満ちた働きかけ、関係機関と支援方略や方法の共有・役割分担などの連携協力等を通して、ネットワークの構築を重ね、確実な支援が協働で行われるよう、組織的かつ機動的、計画的な取組を行うこと。

### 3 不登校の未然防止の視点「一人一人に居場所がある魅力的な学校づくり・温かな学級づくり」

児童生徒が不登校になってからの事後的な取組に先立ち、児童生徒が不登校にならない、魅力ある学校づくりを目指すことが重要である。文部科学省の令和2年度不登校児童生徒の実態調査によると、児童生徒が最初に学校に行きづらいつ感じ始めたきっかけとして、学校生活をあげた児童生徒は、8割近くにのぼっており（小学生77%、中学生79%）、学校における人間関係や集団参加へのアプローチなど、学校生活の環境をいかに整えるかが重要と言える。学校は、このことを念頭に置いて、不登校の未然防止に努める。

#### (1) 絆ある学級づくり

あいさつや言葉づかいなどを**はじめとして**、学級担任が個々の児童生徒の人権を尊重し、助け上手・お願い上手・断り上手などの人付き合いのよりよいモデルとなる。また、係活動等の充実により、互いに他者の活動に感謝の念をもって**働くことで互いに自己有用感を高める中で**児童生徒間の協働を促し、児童生徒間の絆づくりを進める。さらに、教師が、ほめる・認める**などの**肯定的な働きかけを継続することで、**自己効力感(自信)を培うようにし、子供に感謝の意を伝える中で、個々の子供の**自己有用感を高める**などして**、温かい雰囲気醸成するなど、児童生徒一人一人が集団としての「居心地のよさ」や「安心感」を感じることが出来る学級づくりを行う。

**ここで言う「居心地のよさ」とは、それぞれの子供が「学校になじんでいる」「学校には自由に話せる雰囲気がある」「学校でゆったりしてられる」「学校で自分は幸せである」「学校で友だちと助け合っている」「学校で自分は認められている」「学校で楽にいられる」「学校で自分は受け入れられている」「学校で安心していられる」と、心から感じられることを指す。このように感じられる子供ほど、翌年度の欠席日数を正確に少なく予測されることが確かめられており、学校が楽しいという「学校享受感」や「ストレス反応」よりも高く欠席の少なさと関連する。これを踏まえて、すべての子供の学校の居心地のよさの向上を増すことを意識する必要がある。**

#### (2) 分かる授業**づくり**

学習のつまずきから学校へ通うことが苦痛になる等、学業の不振が不登校のきっかけの一つとなっている。このことから教師は、児童生徒が学習内容を確実に身に付けることができるよう十分な教材研究を行う必要がある。例えば、予め伝える指示の数を示す・一文を短くする・結論を先に伝えるなどの具体的な行動につながる短く的確な指示を出し、児童生徒一人一人が課題意識をもち、自主的・主体的な学習活動を行うことができるよう努める。そのために、ICTを適宜活用するなどして、効果的で効率的な学びを実現するとともに、支援員等とも連携して、個別最適な学びとなるように指導の充実を図る。

**学習の評価にあたっては、学ぶ前から何が分かり、何ができるようになったのかを評価することを意識し、その伸長部分を意識化させる関わりが重要である。また、できないこと、分からないことをその子供の「伸びしろ」と考え、それらの課題を乗り越えれば「宝物」となりうる素晴らしいこととして扱うなど、これまで以上の丁寧な指導が求められる。**

#### (3) いじめ、暴力行為等問題行動を許容しない学校づくり

いじめや暴力行為等問題行動を許容しない対応が大切である。問題行動の指導にあたっては、教育的・心理的な支援が必要であることを十分に理解し、表面上の反省とならないようその背景にある感情や願い等を受け止めつつ、問題行動は許容しない姿勢で指導を行う。**そのためには、問題が発生した時点を振り返らせ、そのときどきの瞬間に何を感じ、何を考えていたのかを明確にする。その振り返りを踏まえ、今、この時点で過去のそのときの自分に対して、今の自分が何を感じ、何を考えているのかを明確に理解させることを丁寧に行うことが肝要である。**また、体罰や暴言、不

適切な言動や指導は許されるものではなく、その指導が不登校の要因となることがないようにすることは当然であり、他者の人権、人格を否定することが、いじめの要因として作用する可能性も視野に入れ、厳に慎まねばならない。

#### (4) 個々のキャリアを見通した指導体制づくり

児童生徒の学齢に応じて、今ある自分を等身大で「それでよい」「自分は自分のままでよい」とする基礎的な自尊感情を育んだ上で、「ありたい自分」「なりたい自分」を探索し、自ら人生をコーディネートしていく力の基礎を育成することが重要である。そのために、近年のキャリア教育で重視されている「基礎的・汎用的能力」としての、「人間関係形成・社会形成能力」「自己理解・自己管理能力」「課題対応能力」「キャリアプランニング能力」の開発を意図した指導を行う必要がある。

#### (5) 校内相談体制の充実

個々のケースにおいて、教育相談・生徒指導・特別支援教育の3つの視点を相互に関連付けて捉える多面的理解が重要である。特に特別支援教育的な視点として、発達障害の特性が不登校につながる可能性があることについても留意する。これをもとに教職員間の報告・連絡・相談を徹底するだけでなく、不登校対策委員会や教育相談部会等を中心に、学校全体で情報共有し、指導・支援方針を決定する。

さらに、学校でのチーム支援の取組として、具体的な意思の統一を図り、PDCA サイクル（支援方針の決定→役割分担→支援→役割等の調整→相互確認）を用いた体制づくりが重要である。

さわやか相談室相談員については、校長の指導のもと、校内外の教員等と連携しながら、継続的な相談が必要な児童生徒の相談に当たるとともに、教育相談に関する各会議に参加する。

また、教職員が児童生徒の状況を多面的に把握するために、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによるコンサルテーションやアセスメントツールなどを活用する。また、その有効な活用のための全教職員参加の研修を行い、意識改革を促すとともに、教育相談に携わるための資質向上を目指す。

#### (6) 未然防止のための校種間での連携

それぞれの校種の教員が一層連携を密にし、子供の学びや育ちをつなげる必要がある。子供の理解や指導について、共通の姿勢をもち、子供がそれまでに学んできたことや発達段階等を意識した指導を取り入れ、切れ目のない支援することが求められる。また、進学の際には、必要に応じて、当初に面談を実施するなど児童生徒や保護者が安心できる対応に努める。

#### (7) 不登校傾向のある児童生徒への専門性を生かした支援

欠席が一定程度多かったり、集団の中に入りにくかったりするなど、不登校傾向があると思われる児童生徒の効果的な支援のためには、児童生徒を最も理解している関係の深い者（担任や部活動顧問、前学年の担任等）が中心となり、コーディネーター役となる教員やその他の教員等と情報を共有し、家庭との連携のもとで組織的な対応を行う。

スクールカウンセラーについては、学校における教育相談体制の充実の観点から、カウンセリングを通じた児童生徒への心のケアや教職員・保護者への助言・援助等を行う。

スクールソーシャルワーカーについては、児童生徒が置かれた環境に働きかけて、関係機関等との連携を図り、児童生徒の状態の改善に努める。

※別添資料イメージ図1参照

#### 4 学校の取組「児童生徒の状況に応じた段階的な対応」

不登校児童生徒の支援においては、予兆への対応を含めた初期段階からの組織的・計画的な支援が必要である。

##### (1) 組織的な対応

ア 学校における不登校児童生徒への対応は、その解決に向け、学級担任のみならず、教職員全員が適切な役割分担の下、関係機関等と協力・連携しながら行う。

イ 学習や生活の状況等で、不登校の兆候が見られる児童生徒及び不登校状態にある児童生徒に対する働きかけについて共通理解を図り、担当者による対応の差が生じないようにする。

ウ 欠席などから不登校兆候が見られた児童生徒に対しては、校内での情報共有・共通理解の下、日々の声かけや電話連絡、家庭訪問、面談等を行う。その中で、児童生徒や保護者に寄り添う姿勢を示し、人間関係づくり及び信頼関係づくりに努めるとともに要因を把握し、改善や解消の糸口を模索する。  
※欠席時の連絡・家庭訪問等の実施徹底

エ 特に病気による長期欠席児童生徒については、医療機関の診断や本人が訴えている症状だけでなく、学習や人間関係などの心理的要因の有無についても把握を行う。

##### (2) 効果的な支援のためのアセスメント

不登校の要因や背景を的確に把握するため、学級担任の視点のみならず、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー等によるアセスメント（見立て）が有効である。また、アセスメントにより策定された支援計画を実施するにあたっては、学校、保護者及び関係機関等で支援計画を共有し、組織的・計画的な支援を行うことが重要である。

##### (3) 早期支援のための出欠席等の管理

ア 過去に**月例児童生徒欠席等状況報告書**に記載された児童生徒については、所定の様式（別添）**等を活用して**記録し、卒業まで確実に引継ぎを行い、当該年度の児童生徒の状況を注視する。

イ **月例児童生徒欠席等状況報告書**に記載した児童生徒については、本人や保護者に状況等を確認し、登校していない要因や家庭等での様子だけでなく、その支援方針や**支援の結果を**、具体的に所定の様式**等への記録に努めることとする。特に30日以上長期欠席児童生徒については、保護者と確認の上、所定の様式に記録として残すものとする。**

ウ 欠席の他、遅刻・早退・ストレス・**集団への適応状況など、児童生徒が登校しにくくなるような予兆に教職員が敏感になり、その状況に応じた、情報共有及び早期支援を行う**ことが重要である。

##### (4) 不登校初期の児童生徒への支援

ア 不登校初期の児童生徒の心情は、「周囲から認められない」、「登校できない自分への苛立ち」、「クラスメイトの視線」など不安定なものであることに留意して対応することが大切である。

イ 本人の不快感を教職員が受け入れ、言葉で表現できるようにサポートし、その背景にある「周囲から認められたい」、「辛さを感じることなく登校したい」「適度な関わりがほしい」といった願いを十分に**受け止め**、理解するように努める。

ウ 社会情勢の変化（コロナ禍など）における生活環境の変化により、登校する意欲が湧きにくい状況などにも配慮する必要がある。その上で、可能な範囲でその願いを受け止め、その達成のために学校関係者が連携して対応する必要がある。

エ なるべく早期に会い、本人の好きなことや得意なことなどで関わりをもつようにし、できることを一緒に探すなどの本人や保護者の心情に寄り添う姿勢を見せることが大切である。その中で信頼関係を構築し、つながりをつくることを重視する。

オ 家庭訪問は、本人や保護者の状況に合わせ、訪問の目的を明確した上で、計画的かつ継続的に実施する。会うことができなかった場合には、手紙をポストイングするなどのメッセージを残すなどの工夫を試みる。

カ 本人や保護者に十分に確認した上で、部分登校や別室登校による登校継続やICTを活用したオンラインによる授業参加や面談などの選択肢を複数提案し、それを本人に選択させる。即時に状況改善とならない場合でも、本人の判断を認め尊重して、主体性を導き出すようにしながら、学校とのつながりを保つようにする。また、学習の保障や生活リズムを整えることに配慮し、その様子が見られた際には、的確に評価するようにする。

キ 不登校対応で時間を割くであろう教師のバックアップ体制を整えるなど、きめの細かい明確な役割分担を設け、継続した連絡・相談を行うとともに、校内での支援委員会等において状況確認及び支援の方向性などの組織的対応について検討する。

#### (5) 不登校状態が継続する児童生徒への支援

ア 不登校が長期に渡る場合、本人・保護者とも将来に対する強い不安感をもっていることも考えられるため、自校の大切な児童生徒であるという視点、寄り添い支える視点をもって関わる。

イ 放課後面談や定期的な関わりを継続し、つながりを保つとともに、保護者と連携して状況を見て、家の外を散歩するなどのアプローチを試みる大切である。

ウ 不登校児童生徒及び保護者の心情および状況を十分に考慮し、相談を重ねた上で、教育センターや市福祉部門、医療機関、民間施設など関係機関への接続について提案する。特に関係機関に繋がった場合においては、学校が中心となった連携を進め、関係機関任せにすることがないように留意する。

エ 関係機関との連携にあたっては、学校の支援の方針や実際の関わり、その際の本人の様子等を関係機関に伝え、学校の対応についての評価を受け、支援方略・支援方法の在り方をよりよいものにしていくことが重要である。

#### (6) 学校外の施設における学習状況の把握と配慮

民間施設等において学習指導を受けている場合には、学校が当該児童生徒の学習の状況等について把握することは、学習支援や進路指導を行う上で重要である。把握した学習の計画及び状況を学校の教育課程に照らし適切と判断される場合には、当該学習の評価を適切に行い指導要録に記入する。また、評価の結果を通知表の所見欄等で、児童生徒や保護者、当該施設に積極的に伝えることは、児童生徒の学習意欲に応え、自立を支援する上で意義が大きいことである。

#### (7) 学校復帰にあたっての受入れ態勢づくり

ア 本人及び保護者の意向を面談等で十分把握し、具体的な時間や場所、関わる関係者などを決め、タイミングのよいアプローチで登校を実現させ、成功体験による自己肯定感の向上を目指した支援を行う。必要に応じて、登校時に不安定になった時の対処法について確認をする。

イ 学校復帰への不安解消や欠席期間の学習内容の補充等を考慮し、部分登校や別室登校等のスモールステップによる段階的な復帰等、児童生徒の状況に応じて配慮する。この際、物理的に教室に近づくことをステップとしがちだが、同じ場所においても、その場での不安や緊張などの感情面がどのように変化をしているのかを確認し、その変化での良好な方向への変化を喜び、下降している場合は心配することをしながら、寄り添いつつ、本人の意向を確認しながら進めるようにする。

ウ 在籍学級への指導の際には、個人の状況に十分に配慮し、温かく居心地のよい雰囲気づくりを進める。また、校内の教職員が共通理解・共通認識し、学年やその他の活動（委員会活動や部活動等）においても必要な配慮を行う。

エ 登校はあくまで本人の意思を確認し、尊重して行うようにし、「できない」と言える雰囲気づくりが重要であるとの認識に立って、保護者との連携、面談時の環境整備など十分に配慮する。

#### (8) 幼保小中の連携による情報の確実な引継ぎ

ア 不登校及びその傾向のある幼児、児童生徒に対し、発達の段階を捉えた切れ目のない支援を行うため、保育園・幼稚園・小学校・中学校は、入学・進学期の情報交換や引継ぎシート（別添）等の活用を通して、支援に必要な情報の確実な引継ぎを行う。

イ 引継ぎ時には、有効であった支援方法と不調に終わった支援方法、本人の得手・不得手、好き・嫌いなどの情報は、特に役立つものであることに留意する。

#### (9) 中学校等卒業後の切れ目を生まない支援

中学校在籍時に不登校であった者が、中学校卒業時に進路未定であったり、進学したものの再び不登校となったり、中途退学となってしまうケースが見られる。また、その後「引きこもり」に移行してしまうこともよくあることである。そのため、学校は、高等学校や**子ども家庭総合支援センター等**の関係行政機関等と連携したり、適切な情報提供を行ったりするなど、社会とのつながりを絶やさないための適切な対応を行う必要がある。

## 5 学校内の組織づくり「組織的対応のための体制づくり」

各学校は、不登校対策を総合的かつ効果的に行うため、以下の組織及び役割を設ける。

#### (1) 不登校対策委員会の設置

校長は、「不登校対策委員会」を設置し、不登校児童生徒の状況について定期的に確認し、学校としての方針を決定するとともに、教職員の役割を明確化することで具体的な支援に結び付ける。

**なお、「不登校対策委員会」は、既存の会議等と兼ねたり、統合したりすることも想定されるが、不登校児童生徒への具体的な対応についての話し合いを継続的に行う。**

#### (2) 不登校対策委員会の構成員（例）

校長、教頭、主幹教諭（教務主任）、生徒指導主任、教育相談主任、特別支援教育コーディネーター、不登校対策コーディネーターの他、校長が指名する者とする。なお、これらの構成員は学校規模等により**兼務**することも想定される。

#### (3) 不登校対策コーディネーターの指名

校長は、所属する教員の中から、**校内の不登校対策の中心者となる**不登校対策コーディネーターを指名する。**不登校対策コーディネーターは生徒指導主任や教育相談主任等が兼務することが想定される。**不登校対策コーディネーターは、**主に以下の業務を行い、全職員による不登校対策を推進する。**

ア **関係会議及び校内研修会等の企画運営**

イ **情報の収集と記録の整理（月例児童生徒欠席等状況報告書、支援シート等の記録管理）**

ウ **児童生徒、保護者への組織的な対応（ケース会議による支援ニーズの把握と協働体制の構築）**

**なお、問題が解決した事例については、どのような学校側の関わりが問題の解決に繋がったのかを話し合うケース会議（「よかったね」カンファレンス）を時折開催し、どのような構えや関わり方が事例に有効なのかの情報を共有することで、教師の生徒指導力の向上を図る。**

エ **関係機関との連絡・調整（SC・SSW との連携を含む）**

オ **小・中連携した取組の推進**

#### (4) 対応チームの組織

**ア** 学級担任をはじめとする不登校児童生徒に関わる教職員で対応チームを組織し、適切な役割分担の下で、機動的かつ協働的に対応する。

**イ** チームは**複数の教員等**で構成し、該当児童生徒のことを一番よくわかっていて関係の**深い者**（担任や部活動顧問、前学年の担任等）が本人を主に担当し、保護者との関係が**深い者**が保護者を担当する。その他の構成員は**担当**をサポートする役割を担う**など状況に応じた対応をする。**

**ウ** チームは適宜情報共有を行い、迅速な対応を行う。

**エ** 不登校対策委員会や不登校対策コーディネーターへの連絡を適宜行い、助言等を受けることで支援の充実を図る。

※別添資料イメージ図2参照

## 6 保護者との連携及び支援

### (1) 保護者との連携

- ア 学校は、保護者との連絡や面談等を通して、児童生徒の家庭での状況等を把握するとともに、児童生徒に対する保護者からの励ましや適切な声かけが行われるよう働きかける。
- イ 学習の遅れに対する不安により、進級時の補充指導等に関する要望がある場合には、その実施に関して柔軟に対応する必要がある。
- ウ 不登校やその傾向がある児童生徒やその保護者にとって、家庭訪問は学校の関心や熱意が伝わり、登校のきっかけともなる効果的な方法の1つである。児童生徒及び保護者の状況に配慮しつつ、適時かつ継続的に実施するよう努める。
- エ 家庭への連絡や訪問は、個々の状況に応じて学級担任やその他の教員、管理職等が役割を適切に分担し、効果的に行うとともに、特定の教員に過度な負担とならないよう組織として対応する。
- オ 欠席日数の多い児童生徒の進級や卒業にあたっては、あらかじめ保護者等の意向を確認するなどの配慮が重要である。

### (2) 保護者への支援

- ア 不登校やその傾向がある児童生徒やその保護者に対しては、共感的に寄り添う姿勢をもつ。
- イ 家庭の状況により、学校が直接の連絡・支援等を行うことが困難な場合、または福祉的な支援が必要と考えられる場合、スクールソーシャルワーカーを活用するなどして、教育センターや子ども家庭総合支援センター等の関係機関と連携して保護者に対する支援を行う。

### (3) 保護者への情報提供・啓発

学校は保護者に対して、教育委員会等からの不登校に関する情報提供を行うとともに、各学校の実態等に応じた保護者対象の講演会を実施するなどの啓発を行う。

## 7 地域及び関係機関等との連携

### (1) 学校適応指導教室等の活用

社会との接点をもたず、自宅に引きこもるなどの状況を未然防止及び改善するため、**子ども家庭総合支援センターや児童相談所などの**関係機関等と連携し、教育センターや学校適応指導教室につなぐ取組を強化する。学校は、長期間欠席している児童生徒及びその保護者に対して、教育センターや学校適応指導教室の役割等の説明を行う。

### (2) 民生委員・児童委員、市内福祉部門等との連携

家庭が抱える課題が、児童生徒の心や行動に及ぼす影響が大きいことに留意し、必要に応じて家庭への適切な支援を含めた対応を行っていくことが求められる。児童福祉法に基づく要保護児童対策地域協議会**への報告**や生活困窮者自立支援制度の仕組み等も活用し、民生委員・児童委員、子ども家庭総合支援センターや福祉部**門**や関係機関等と連携した支援を**行う**。

## 8 教育委員会の役割

### (1) 不登校状況の把握及び情報の発信

- ア 児童生徒の欠席等の状況を、各月の学校からの**月例児童生徒欠席等状況報告書**により集約する。その際、理由等について学校に確認を行い、理由の分類・分析を行い、対応策等について、適宜指導・助言を行う。
- イ 特に、不登校が発生しやすい、入学・進級期や長期休業明けの状況については詳細に把握し、

必要に応じて学校に情報提供を行う。

ウ 不登校に関わる事例や対応策等の情報を、配布文書や各種研修会等で定期的に発信し、教員等の意識啓発を進め、対応力の向上を図る。

## (2) 教員等の資質向上

ア 不登校対策コーディネーター研修会を実施する。不登校対策の先進的かつ効果的な取組の視察や専門家によるコンサルテーションなどの理論的かつ実践的な内容により、学校内の不登校対策の推進者としての役割を果たせるよう資質の向上を図る。

イ さわやか相談室相談員や教育相談主任の研修会を実施する。中学校区での情報交換や関係機関との連携強化、専門家による講演会などを通じて、資質の向上を図る。

ウ 生徒指導主任研修会や特別支援教育コーディネーター研修会、市主催の年次研修会などの各教職員研修において、不登校対策について取り上げる機会をもつ。

エ 校内における研修会においては、教育委員会による研修やスクールカウンセラー等を活用した研修会を実施する。不登校に対する教職員の意識啓発を図るとともに、対象児童生徒の早期発見、早期対応等の力を高めるために、全教職員が参加するものとする。

## (3) 児童生徒・保護者が安心できる教育相談環境づくり

ア 各学校にスクールカウンセラーを配置し、学校における心理的支援の充実を図る。

イ さわやか相談室相談員が、中学校区内の小学校を訪問し、教育相談の充実やいわゆる中1ギャップの解消に努める。

ウ 教育センターへのスクールソーシャルワーカーの配置を進め、各学校からの申請に応じて、家庭訪問等によるアウトリーチ支援を行い、学校と保護者、関係機関等が連携した不登校対策を推進する。(申請の際には、チェックリストを活用し、客観的に分析を行う)

## (4) 充実した教育相談体制の確立

ア 学校外における充実した教育相談体制の確立のため、教育センターの教育相談や学校適応指導教室の機能充実を図り、様々な状況におかれている相談者のニーズに応じることができる多様な居場所づくりを進める。

イ 教育センターの教育相談や学校適応指導教室においては、児童生徒の自己有用感を高め、学校復帰や社会的自立を図るための取組として、個別の支援プログラムを作成し、体験的学習、基礎学力の補充学習(自習活動)、ソーシャルスキルトレーニングなどの指導の充実を図る。

ウ 教育センターの教育相談や学校適応指導教室では、通級する児童生徒の状況について、各月の活動状況報告を送付したり、担任連絡会を実施したりするなど、学校や担任との連携を深める。

エ 教育センターは、必要に応じて学校訪問をするなど、不登校の未然防止、早期発見、早期対応について学校に指導・助言を行う。

**オ 教育センター教育相談員等の研修を充実させ、公的相談機関の相談機能向上を図る。**

## (5) 保護者支援

ア 保護者に対し、不登校のみならず子育てや家庭教育についての相談窓口を周知し、不登校への理解や不登校となった児童生徒への支援に関しての情報提供や相談対応を行うなど、保護者に寄り添った支援の充実を図る。

イ 不登校児童生徒の保護者が交流できる相談会等を開催し、保護者の不安解消及び家庭における具体的な支援の充実を図る。

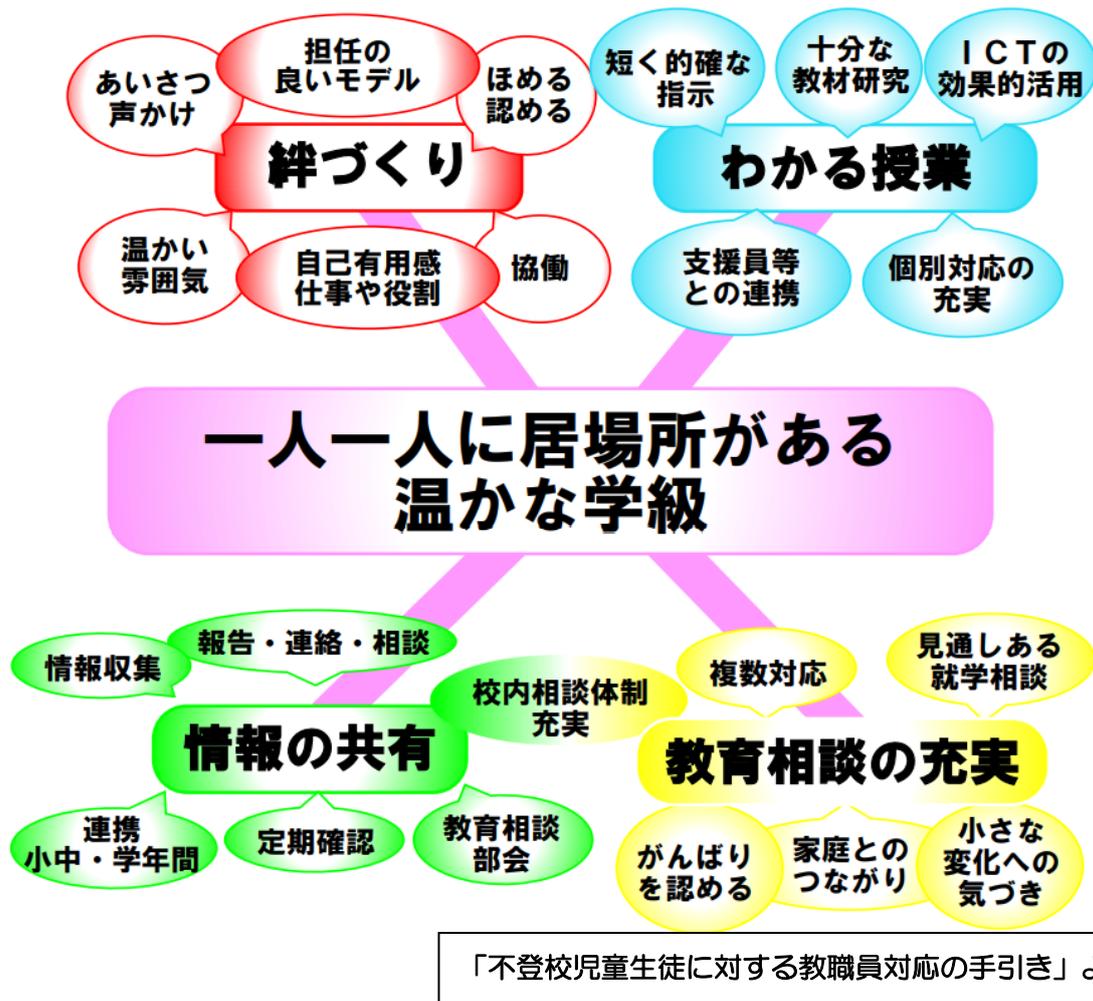
**ウ 各校からの支援等に関する情報を集約した一覧表を発信するなど情報提供の充実を図る。**

(6) 支援ネットワークの整備

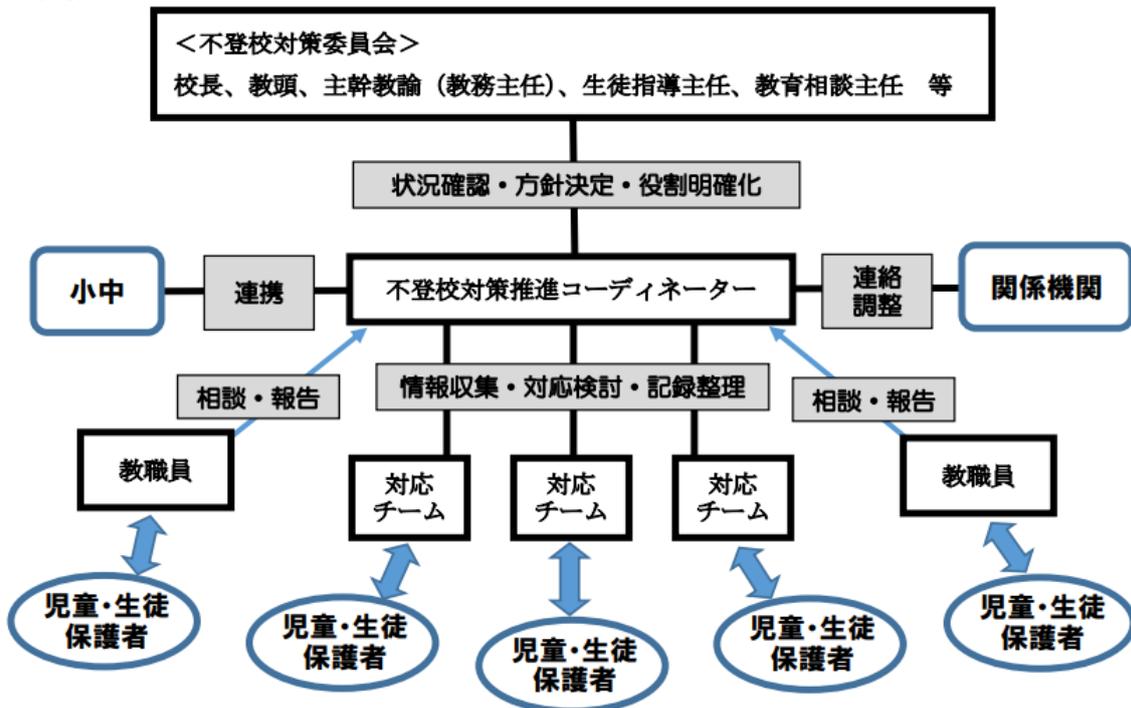
- ア 積極的に、福祉・保健・医療・労働部門等とのコーディネーターとしての役割を果たす必要があり、各学校が関係機関と連携しやすい体制を構築する必要がある。また、教育センターが関係機関や民間施設等と連携し、不登校児童生徒やその保護者を支援するネットワークを整備することが必要である。
- イ 民間施設等の取組や成果を踏まえつつ、より積極的な連携を図っていく。そのために、教育委員会においては日頃から積極的に情報交換や連携に努める。

【別添1】

<イメージ図1>



<イメージ図2>



【別添2】 児童生徒支援シート（不登校・長期欠席）

○作成開始日： 年 月 日

（ 立 小学校）（ 立 中学校）

児童生徒 氏名		性別	男・女	生年月日	年 月 日生
------------	--	----	-----	------	--------

○学年別欠席日数等の状況

学年	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
欠席日数									
保健室等登校									
遅刻回数									
早退回数									
区分									

○いじめの有無 有 ・ 無

○引継ぎ事項

※効果的な支援・不調に終わった支援・得意や不得意・学校生活・生育歴・家庭状況等

--

※児童生徒及び保護者と作成すること

児童生徒引継ぎ資料(不登校)

〇〇小・中〇年		性別	進学先	〇年					〇年					〇年					分類	備考 ※長欠の理由、診断名 ※教育センター等の相談・通所歴等			
No	氏名			欠席数	登校数	保健室等	遅刻数	早退数	区分	欠席数	登校数	保健室等	遅刻数	早退数	区分	欠席数	登校数	保健室等			遅刻数	早退数	区分
例	〇〇 △△	男	〇〇中	14	2	3	2	準不登校	28	0	12	0	不登校相当	2	0	0	0			不登校経験あり	教育センター相談(小4・6月から継続)		
1																					不登校傾向なし		
2																						不登校傾向なし	
3																						不登校傾向なし	
4																						不登校傾向なし	
5																						不登校傾向なし	
6																						不登校傾向なし	
7																						不登校傾向なし	
8																						不登校傾向なし	
9																						不登校傾向なし	
10																						不登校傾向なし	
11																						不登校傾向なし	
12																						不登校傾向なし	
13																						不登校傾向なし	
14																						不登校傾向なし	
15																						不登校傾向なし	
16																						不登校傾向なし	
17																						不登校傾向なし	
18																						不登校傾向なし	
19																						不登校傾向なし	
20																						不登校傾向なし	
21																						不登校傾向なし	
22																						不登校傾向なし	
23																						不登校傾向なし	
24																						不登校傾向なし	
25																						不登校傾向なし	
26																						不登校傾向なし	
27																						不登校傾向なし	
28																						不登校傾向なし	
29																						不登校傾向なし	
30																						不登校傾向なし	
31																						不登校傾向なし	
32																						不登校傾向なし	
33																						不登校傾向なし	
34																						不登校傾向なし	
35																						不登校傾向なし	
36																						不登校傾向なし	
37																						不登校傾向なし	
38																						不登校傾向なし	
39																						不登校傾向なし	
40																						不登校傾向なし	
41																						不登校傾向なし	
42																						不登校傾向なし	

## 不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いについて（案）

- 1 はじめに
  - ・ 不登校の現状（全国・本市）
  - ・ 本市の取組（不登校対策推進委員会・本市の学校及び教育センターの取組）
  - ・ 関連法規・通知等で示されていること
  - ・ 本ガイドライン策定の意義とねらい
  
- 2 本ガイドラインの趣旨
  - ・ 本ガイドラインの取扱い及び活用の方向性
  
- 3 民間施設についてのガイドライン
  - ・ 本項目の趣旨
  - ・ 上尾市として捉える民間施設について（文部科学省通知をもとに）
  
- 4 不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いについて
  - ・ 本項目の趣旨
  - ・ 出席扱い等の要件
  - ・ 留意事項
  - ・ 指導要録への記載
  
- 5 不登校児童生徒が自宅において I C T 等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱いについて
  - ・ 本項目の趣旨
  - ・ 出席扱い等の要件
  - ・ 留意事項
  - ・ 指導要録への記載

## 令和5年度上尾市不登校対策推進委員会の流れについて

## 1 令和5年度以降の検討事項

- (1) 不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いについて
- (2) 民間施設等に通う児童生徒への経済的支援
- (3) 多様な支援体制の構築  
→校内支援センター・学校適応指導教室分室・アウトリーチ支援・オンライン活用
- (4) 保護者の会の実施
- (5) 刊行物の検討
- (6) 必要とされる連携（関係機関連絡協議会等）
- (7) 各現場、職に求められる具体的支援
- (8) 具体的事例による研究

## 2 スケジュール

令和5年7月	委嘱・任命式及び第1回委員会 ・不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いについて決定 ・民間施設等に通う児童生徒への経済的支援原案作成 ・多様な支援体制の構築について原案作成
8～9月頃	・不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いについて策定 →市内周知
9月中旬	・ICT等活用等の出席扱いに関するガイドライン策定→市内周知 ・民間施設等に通う児童生徒への経済的支援（案）作成 ・多様な支援体制の構築について（案）作成 →委員長諮問後、委員に提示する
10月	第2回委員会 ・民間施設等に通う児童生徒への経済的支援（案）決定 ・多様な支援体制の構築について（案）決定
12月頃	・民間施設等に通う児童生徒への経済的支援策定→市内周知 ・多様な支援体制の構築について策定→市内周知
令和6年1月	・（事務局） ・保護者の会の実施、刊行物検討、必要とされる連携（案）作成（事務局） →委員長諮問、委員に提示する
2月	第3回委員会 ・保護者の会の実施、刊行物検討、必要とされる連携原案作成